

社会福祉法人清武社会福社会行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日 ～ 平成34年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：毎年、両立支援制度についての利用状況と問題点や改善点の検討を行う。

〈対策〉

平成29年 9月から 制度の利用状況、取り組みについて状況の把握

平成29年11月から 施設長にて、問題点や改善点を検討する

目標2：年次有給休暇取得率向上を目指す。

また、計画的取得制度に年次、その他の有給休暇を連続して3日以上取得できる計画の取り入れを検討する。

〈対策〉

平成29年 3月から 年次有給休暇取得状況を調査、把握し、計画的な取得に向けて施設長会で検討

平成29年 4月から 施設における計画的取得計画を作成

平成29年10月から 職員に対し、有給休暇の取得促進を促す広報を行う